

小型いかつり漁業（やりいか）の許可等の取扱方針

平成 4年 1月9日制定

平成17年12月9日一部改正

（目的）

第 1 この方針は、青森県沖合海域において、やりいかの採捕を目的としてこの漁業を営む者の許可等について必要な事項を定める。

（許可の申請）

第 2 この漁業の許可を受けようとするものは、青森県海面漁業調整規則第8条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて申請すること。

- 一 所属漁業協同組合長の副申書
- 二 共同漁業権漁場を操業区域とする場合は、漁業権者の同意書
- 三 用船の場合は、漁船使用承諾書（漁船所有者の印鑑証明を添付）
- 四 共同経営の場合は、代表者選定届（印鑑証明添付）
- 五 法人にあつては、定款及び登記事項証明書
- 六 事業計画書
- 七 その他知事が必要と認めた書類

（操業区域）

第 3 操業区域は、次のとおりとする。

青森県沖合海域。ただし、次に掲げる海域を除く。

- 一 最大高潮時海岸線上、北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位300度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸5海里以内の海域
- 二 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域
- 三 漁業権者の同意が得られた共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域

(許可の対象者)

第 4 許可の対象者は、青森県内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 前年度において当該漁業の許可を受け誠実に操業した者
- 二 その他知事が特に必要と認めた者

(許可等の対象漁船)

第 5 許可等の対象漁船は、青森県知事の登録を受けた漁船とする。

(操業期間及び許可期間)

第 6 操業期間及び許可期間は、2月1日から4月30日までの間以内とする。

(許可をしない場合等)

第 7 この漁業の違反で処分を受けた者が申請した場合、又はその者と共同で申請した場合、許可しないことがある。

(制限又は条件)

第 8 許可に当たっては、次の制限又は条件を付する。なお、共同漁業権漁場の操業同意に関し、操業の条件等がある場合は、その内容を付加することがある。

- 一 最大高潮時海岸線上、北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位300度の線以南の海域においては、日没1時間後の時刻から日の出までの間の操業及び光力を利用して操業してはならない。
- 二 定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業及びさし網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から100メートル以上離れて操業しなければならない。
- 三 漁業権漁業を妨げてはならない。
- 四 むつ小川原港湾区域においては操業してはならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第 9 漁期終了後2ヶ月以内に漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

この方針は、平成4年1月9日から施行する。

附 則

この方針は、平成17年12月9日から施行する。